



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019年第10号

今回のテーマ：税務抹消手続きの最適化に向けた更なる措置が決定！7月1日より施行

2018年9月、企業の「煩雑な税務抹消手続き」に関し、税務局が「企業税務抹消手続きの更なる改善に関する通知」（税総発〔2018〕149号）を公布以降、企業税務抹消手続きは大幅に短縮化した。「放管服」改革の深化に伴い、経営環境をより一層最適化するため、税務総局は「放管服」改革を深化させ税務抹消手続きの更なる最適化推進に関する通知」（税総発〔2019〕64号）を発行し、企業税務抹消手続きの最適化に向けた更なる措置を打ち出した。

主な内容

◆ 即時処理の範囲拡大

- 税務事項を行っている納税者が、自主的に税務機関にて税務清算手続きを行う場合、税務機関は納税者が提供する営業許可証に基づき、直ちに税務清算証明書を発行することができる。
- 税務事項は行っているが発票を受領しておらず、税金未納（滞納金）及び罰金もない納税者が、自主的に税務機関にて税務清算手続きを行い、且つ資料が揃っている場合、税務機関は直ちに税務抹消証明書を発行することができる。資料に不備がある場合においても、「承諾制」により、後日資料を揃えることに承諾すれば、直ちに税務清算証明書を発行することができる。
- 人民裁判所により破産宣告を受けた納税者が、人民裁判所の破産手続の裁定書を持って税務機関へ税務抹消を行う場合、税務機関は直ちに税務清算証明書を発行し、関連規定により未納税金の消込を行う。

◆ 税務抹消前の手続きの更なる簡素化

- 非正常の状態にある納税者は、税務抹消手続きを行う前に、まず非正常状態を解消し、補充申告を行わなければならない。以下の状況のいずれかに該当する場合、税務機関は相応する税金及び付加税の《一括ゼロ申告確認表》を印刷し、納税者による確認を経て、一括処理することができる。
 1. 非正常状態期間の増値税、消費税及び関連する付加税の追加申告がゼロ申告である場合
 2. 非正常状態期間の企業所得税月（季）度の追加申告がゼロ申告であり、且つ過年度までの累損がない場合
- 税務抹消後、「税金引落委託（口座振替納税）協議書」は自動的に停止される。

◆ 証明書や提出資料の更なる軽減

- 既に実名認証している納税者に対して、以下の証明書、資料の提出を免除する。
 - (1) «税務登記証»正（副）本、«臨時税務登記証»正（副）本、«発票受領簿»
 - (2) 市場監督管理部門（工商局）の営業許可証取消決定書原本（コピー）
 - (3) 上級主管部門の承認書類または董事会決議の原本（コピー）
 - (4) プロジェクト完了証明、検査証明など関連書類の原本（コピー）

以上

